



熊本県公報

号外 第 3 2 号

平成 27 年 5 月 29 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○熊本県環境影響評価技術指針の一部を改正する技術指針…………… (環境保全課) 1

告 示

熊本県告示第 5 2 2 号の 2

熊本県環境影響評価技術指針の一部を改正する技術指針を次のように定める。

平成 2 7 年 5 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県環境影響評価技術指針の一部を改正する技術指針
熊本県環境影響評価技術指針(平成 1 2 年熊本県告示第 1 0 1 1 号の 2)の一部を次のように改正する。

目次中「第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章 環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針(第 3 条―第 1 1 条
「第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
を 第 2 章 計画段階配慮事項の選定等に関する指針(第 2 条の 2―第 2 条の 1 0)
第 3 章 環境影響評価の項目及び手法の選定に関する指針(第 3 条―第 1 1 条)

に、「第 3 章」を「第 4 章」に、「第 4 章」を「第 5 章」に改める。

第 1 条中「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針その他の」を削り、「事後調査」の次に「その他の手続」を加える。

第 1 6 条第 1 項中「第 4 条第 2 項第 3 号」を「第 4 条第 2 項第 4 号」に改め、同条第 3 項に次の 1 号を加える。

(4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第 1 6 条に次の 1 項を加える。

5 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意するものとする。

第 4 章を第 5 章とする。

第 1 2 条中「第 4 条第 2 項第 2 号」を「第 4 条第 2 項第 3 号」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「事業者は、」の次に「環境影響がないと判断される場合及び」を加える。

第 1 5 条第 2 項に後段として次のように加える。

また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理するものとする。」を加える。

第 3 章を第 4 章とする。

第 3 条の見出し中「項目」を「環境影響評価の項目」に改め、同条中「第 4 条第 2 項第 1 号」を「第 4 条第 2 項第 2 号」に改める。

第 4 条の見出し中「事業特性」を「環境影響評価項目等の選定に係る事業特性」に改め、同条第 1 項中「当たっては、」の次に「計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、」を、「以下」の次に「この条、第 5 条から第 8 条まで、第 9 条第 1 項、同条第 2 項において読み替えて準用する第 2 条の 8 第 3 項及び第 1 6 条」を加え、同項第 2 号ア(ア)中「気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。))」を「大気環境」に、「環境基本法(平成 5 年法律第 9 1 号)第 1 6 条第 1 項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。))」を「環境基準」に改め、同号ア(イ)中「水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。))」を「水環境」に改め、同号アに次のように加える。

係する市町村が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるものとする。

第9条第4項各号を削る。

第10条の見出し中「評価」を「環境影響評価の項目に係る評価」に改める。

第11条の見出し中「手法選定」を「環境影響評価の項目に係る手法選定」に改め、同条第1項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

第2章を第3章とする。

第1章に次1章を加える。

第2章第2画階配慮事項の選定等に関する指針

(計画段階配慮事項の選定等に関する指針)

第2条の2 条例第4条第2項第1号に掲げる事項については、この章に定めるところによる。

(位置等に関する複数案の設定)

第2条の3 事業者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、対象事業を実施する区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数の案を設けない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 事業者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業を実施する区域の位置又は対象事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するため対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要な場合があることに留意するものとする。

3 事業者は、第1項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、対象事業に代わる事業の実施により当該事業の目的が達成される場合その他対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第2条の4 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす対象事業の内容(以下この条から第2条の10までにおいて「事業特性」という。)並びに事業実施想定区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条から第2条の10までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する情報

ア 対象事業の種類

イ 事業実施想定区域の位置

ウ 対象事業の規模

エ 対象事業の工事計画の概要

オ その他対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する情報

ア 自然的状況

(ア) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境(以下「大気環境」という。)の状況(環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。)

(イ) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。)の状況(環境基準の確保の状況を含む。)

(ウ) 土壌及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。)

(エ) 地形及び地質の状況

(オ) 動植物の生息又は生育、主な動物群集又は植物群落、植生及び生態系の状況

(カ) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(キ) 一般環境中の放射性物質の状況

イ 社会的状況

(ア) 人口及び産業の状況

(イ) 土地利用の状況

(ウ) 地歴の状況(土地利用の経緯)

(エ) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(オ) 交通の状況

(カ) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(キ) 下水道、し尿処理施設及びゴミ処理施設の整備の状況

(ク) 文化財の状況

(ケ) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(コ) その他事項

2 事業者は、前項第2号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握

するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

(計画段階配慮事項の選定)

第2条の5 事業者は、対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性について情報を踏まえ、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により重大な影響を受けおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

(1) 対象事業に係る工事の実施(対象事業の一部として、事業の実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)

(2) 対象事業に係る工事が完了した後、土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他人の活動であつて対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されて前項の場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)

3 環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して法令等による規制又は目標の有無及び環境要素ごとに挙げるものとする。

(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。)

ア 大気環境

(ア) 大気質

(イ) 騒音

(ウ) 振動

(エ) 低周波音

(オ) 悪臭

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

イ 水環境

(ア) 水象(地下水の水象を除く。以下同じ。)

(イ) 水質(地下水の水質を除く。以下同じ。)

(ウ) 水底の底質

(エ) 地下水の水象及び水質

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ウ 土壌に係る環境その他の環境(ア及びイに掲げるものを除く。以下同じ。)

(ア) 地形及び地質

(イ) 地盤

(ウ) 土壌

(エ) その他の環境要素

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第4号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。)

ア 動物

イ 植物

ウ 生態系

(3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号及び第5号に掲げるものを除く。以下同じ。)

ア 景観

イ 人と自然との触れ合いの活動の場

(4) 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)

ア 廃棄物等(廃棄物及び副産物をいう。以下同じ。)

イ 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。)

(5) 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
放射線の量

(6) 文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
文化財

4 事業者は、第1項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じて専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受け選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
5 事業者は、第1項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理するものとする。

別表第 1(第 5 条 関 係)
--- 般 照 通 等 の 新 設 又 は 改 築 の 事 業 に 係 る 参 考 項 目

環境要素の区分
影響要因の区分

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の程度に上り予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					
	大気環境			水環境			土壌に係る環境		動物	植物					生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
	騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質	他の環境											
建設機械の稼働	○	○	○																
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○																
切土工等又は既存の工作物の除去																			
工事施工ヤードの設置																			
工事用道路等の設置																			
道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)																			
道路の存在(掘上げ式)(土地の改変)																			
自動車の走行																			

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の基礎に関する内容
 - 道路の構造が、地表式、掘割式又は掘上げ式若しくはトンネル式である。
 - 東西により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - 必要に応じて、既存の工作物を除去する。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行する。
 - この表において「粉じん等」とは、粉じん、ほこり、じん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 - この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
 - この表において「重要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - この表において「重要な眺望資源」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合は眺望される景観をいう。
 - この表において「主要な眺望資源」とは、文化財閉鎖法に定められた眺望点の活動の場、又は、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 - この表において「文化財」とは、文化財閉鎖法に定められた有形文化財(史跡、名勝及び天然記念物)、無形文化財(伝統的建造物群及び埋蔵文化財)をいう。
 - この表において「切土工等」とは、切土工その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
 - この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

別表第 2(第 5 条関係)
森林地域における「公園運等の新設又は改築の事業及び森林法第 193 条に規定する林道の開設又は拡張の事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境要素の区分										人と自然との豊かさを確保し、評価されるべき環境要素	環境への負荷の程度及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、評価及び評価されるべき環境要素	
	環境要素			その他の環境			動物	植物	生態系	景観				人と自然との豊かさを確保し、評価されるべき環境要素
	大気環境	水環境	地形及び地質											
工事の実施	大気質	水象	水質	地下水	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との豊かさを確保し、評価されるべき環境要素	環境への負荷の程度及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、評価及び評価されるべき環境要素		
	窒素 酸化物 粉じん等	流量、 流速等	水の 濁り	水位、 流向等	重要な 地形及び 地質	重要な種及び 群集並びに注 目すべき生息 地	重要な種及び 群集並びに注 目すべき生息 地	地域を特徴づ ける生態系	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	主要な人と自 然との触れ合 いの活動の場	廃棄物等 温室効 果ガス 等	文化財		
土地又は工 作物の存在 及び供用														
建設機械の移動	○	○												
資材及び機械の運搬による車両の運行	○	○												
造成等工事による一時的な影響		○									○			
事業の立地及び道路の存在(土地の改変)		○												
自動車の走行	○											○		

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業(森林地境)における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 道路の構造が、地表式、覆土式又は高架式若しくはトンネル式である。
 - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路を車両が走行する。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「主要な眺望点」は、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合は眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物、記念物、美術品、名勝及び天然記念物)、無形文化財(建造物、伝説、民俗文化財)及び埋蔵文化財をいう。

別表第 3 備考中「採取するの」を「採取する」に改める。
 別表第 5 備考中「洪水を分流させる」の次に「施設の」を加え、「堰や水門等の」を
 削る。
 別表第 6 から別表第 1 1 までを次のように改める。

別表第 6(第 5 条関係)
 鉄道の建設又は改良の事業に係る参考項目

環境要素の区分	環境の自然構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな融れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の程度に より予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			
	大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境				動物		植物		生態系		景観		人と自然との融れ合いの活動の場	
	大気質	騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他の環境要素	日照阻害	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との融れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財	文化財		
影響要因の区分	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	流量、流速等	水の濁り等	水位、流向等	重要な地形及び地質	日照阻害	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との融れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	文化財	文化財			
工事の実施	○	○	○	○																
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○																
切土工等又は既存の工作物の除去										○	○	○	○	○						
土地又は工作物の存在及び供用										○	○	○	○	○						
鉄道施設(地表式又は掘削式若しくはトンネル式)の存在(土地の改良)										○	○	○	○	○						
鉄道施設(掘削式)の存在(土地の改良)										○	○	○	○	○						
列車の走行(地下を走行する場合を除く。)																				
列車の走行(地下を走行する場合に限る。)																				

備考

- 印は、右欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における影響要素の区分は、次に掲げる特性を有する鉄道建設等事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - ア 鉄道施設の構造は、相対式、掘削式又は嵩上式若しくはトンネル式である。
 - イ 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - ウ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - エ 必要に応じて、既存の工作物を除去する。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に關する内容
 - ア 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行する。
 - イ この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴って発生する粒子状物質をいう。
 - ウ この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - エ この表において「注目すべき生息地及び注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生息地又は地産の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生息地をいう。
 - オ この表において「主要な眺望点」とは、木特定かつ多数の者が利用している景観資源を指すことをいう。
 - カ この表において「主要な眺望点」は、主要な眺望点から景観資源を眺望する際の眺望される景観をいう。
 - キ この表において「主要な人と自然との融れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との融れ合いの活動の場をいう。
 - ク この表において「文化財」とは、文化財(建造物、記念物(歴史物、記念物(歴史物、記念物(歴史物)、伝統的建造物及び埋蔵文化財)をいう。
 - ク この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

別表第7(第5条関係)
軌道の建設又は改良の事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度に より予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				
	大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境				動物		植物		生態系		景観		人と自然との触れ合いの活動の場		
	大気質	騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質	その他環境要素	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	環境要素	文化財	
建設機械の稼働	○	○	○																		
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○																		
切土工等又は既存の工作物の除去																					
土地又は工軌道の施設(地表式又は掘削式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)																					
軌道の施設(掘上式)の存在(土地の改変)																					
車両の走行(地下を走行する場合を除く。)																					
車両の走行(地下を走行する場合に限る。)																					

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する軌道建設等事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 軌道の施設の構造が、地表式、掘削式又は掘上式若しくはトンネル式である。
 - 軌道の施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 必要に応じて、既存の工作物を除去する。
 - 土地又は工作物の存在及び低用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である軌道の施設が存在し、かつ、当該軌道上を車両が走行する。
 - この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - この表において「主要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 - この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要なものをいう。
 - この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生息地」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 - この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合は眺望される景観をいう。
 - この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合は眺望される景観をいう。
 - この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物、記念物史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
 - この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物、記念物史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
 - この表において「工事」とは、切土を伴う工事その他の相対的建設工事又は汚泥を発生させる工事をいう。

別表第 8(第 5 条関係)
飛行場の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然上の豊かな軸れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					
	大気環境		水環境		土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との軸れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財		
	騒音	振動	低周波音	低周波音	水象	水質									地下水	地形及び地質
	大気質	騒音	振動	低周波音	流量、流速等	水の汚濁	水の流れ	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との軸れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素	文化財
工場の実施	造成等の施工による一時的な影響	○														
	建設機械の稼働	○	○													
土地又は工場の存在及び供用	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○													
	飛行場及びその施設の存在(土地の改良)															
飛行場の運用	航空機の運航	○	○													
	飛行場の施設の供用	○														

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場設置等事業における一般的な事業の区分を踏まえ区分したものである。
 - 工事の準備に関する内容
 - 建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行う。
 - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 土地又は工場の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供される。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車等の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する塵埃をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」とは、学術上若しくは市分府の観点から重要な種及び希少性の種点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは市分府の観点から重要な種点から重要な種点から重要な場所をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との軸れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との軸れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、又北財団連法令に定める有形文化財(建造物、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝説的建造物群及び埋蔵文化財)をいう。

別表第 9(第 5 条関係)
水力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素											生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との豊かな軸れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との豊かな軸れ合いの活動の場	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	大気環境			水環境				植物		生態系							景観
	大気質	騒音	振動	水象	水質	土壌に係る環境その他の環境	動物	植物	生態系	景観							
工事の表	塵埃	粉じん等	騒音	振動	水象 流量、流速等	水質 富栄養化、水質汚濁、水質硬度	水温	水質 酸素濃度	水質 pH	動物 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	植物 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	生態系 地域を特徴づける生態系	景観 主要な眺望景観並びに重要な眺望景観	人と自然との軸れ合いの活動の場 主要な人と自然との軸れ合いの活動の場	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
土地又は工作物の存在及び供用																	

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因にそれぞれ影響を受けるおそれがあることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する水力発電事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、伐採薪木、廃材の搬出を行う。
 - 建設機械の稼働として、水路工事、発電所建屋工事、機械駆付工事、橋樑水式発電所の場合には上部、下部調整池工事、流れ込み式発電所の場合は取水堰等工事を行う。
 - 造成等の施工として、作業坑、土捨て場、工事用道路の開削工事を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に關する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である水取、取水口、導水路、水田水路、放水口、発電所、開閉所、管理用道路が存在する。
 - 貯水池の存在として、純揚水式発電所の場合、上下調整池、上下部ダムを有する。
 - 河水の取水として、流れ込み式発電所の場合、取水堰等を有する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車等の運行に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び希少性の観点から重要な生息地をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との軸れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との軸れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財)をいう。

別表第 10(第 5 条関係)
火力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										人と自然との関わりを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量及び評価されるべき環境要素	文化財の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					
	大気環境					水環境								生態系				
	騒音			振動		水質		土壌に係る環境										
	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	石炭粉じん	粉じん等	騒音	振動	水質	底質	地形及び地質	土壌								
工事の表	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
工事の裏	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
土地又は工作物の存在及び供用	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する火力発電所事業における一般的な事業の構成要素を区分したものである。
 (1) 工事の実施に関する内容
 ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、養生、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 イ 建設機械の稼働として、浚渫工事、港渚工事、建築物、工作物等の設置工事(既存工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。
 ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、進入道路の造成、整理を行う。
 (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 ア 工事の完了後、当該事業の目的である火力設備、ガスタービン設備又は内燃機設備(以上の組合せを含む。)が存在する。
 イ 燃料の種類は、天然ガス(LNG)を含む。入、石炭、石油、液化ガスがある。
 ウ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水する。
 エ 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表面層又は深層、放水方式として表面層又は水中によるものがある。
 オ 温排水の種類として、火力設備、ガスタービン設備又は内燃機設備(以上の組合せを含む。)の運転がある。
 カ 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出がある。
 キ 発電設備から産業廃棄物が発生する。
 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車等の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な地形及び地質」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 5 この表において「注目すべき生態系」とは、学術上若しくは希少な種から重要な生態系又は希少な種から重要な生態系をいう。
 6 この表において「重要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場所をいう。
 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 9 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 11(第 5 条関係)
地熱発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度に より予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素									
	大気環境			水環境			土壌に係る環境 その他の環境				動物		植物		生態系		景観		人と自然との触れ合いの活動の場		廃棄物等		文化財			
	大気質		水象	水質	その他	地形及び地盤	その他	地盤	動物	植物	生態系	動物	植物	動物	植物	生態系	動物	植物	動物	植物	動物	植物	動物	植物	動物	植物
	硫化水素	窒素	粉じん等	流量、流速等	水の汚れ	水の濁り	温泉	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	
工事の実施	○	○																								
造成等の施工による一時的な影響																										
土地又は工作物の存在及び供用																										
施設																										
地熱流体の採取																										
及び熱水の還元																										
排ガス	○																									
排水																										
廃棄物の発生																										

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けおそれがあることを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する地熱発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 (1) 工事の実施に関する内容
 ア 工事用資材等の搬入として、建築物、工作物等の搬入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 イ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による取地、輸入道路の造成、整地等、抗井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行う。
 (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 ア 工事の完了後、当該事業の目的である地熱発電所が存在する。
 イ 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深部から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用して還元井にて熱水を地下深部へ還元する。
 ウ 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出する。
 エ 排水は、復水器冷却排液からの排水を公共用水域に排出する。
 オ 発電設備から産業廃棄物が発生する。
 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の振動に伴い発生する粒子状物質をいう。
 4 この表において「重要な地形及び地盤」とは、「重要な種及び群集及び注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 5 この表において「注目すべき生息地及び注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要な生息地及び注目すべき生息地をいう。
 6 この表において「重要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 7 この表において「主要な眺望点」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合は眺望される景観をいう。
 8 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 9 この表において「文化財」とは、文化財関係法令に定める有形文化財(建造物、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財)をいう。

別表第 1 1 の次に次の 1 表を加える。

影響要因の区分	環境要素の区分														
	大気環境				水環境			土壌に係る環境		動物	植物	生態系	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	大気質	騒音	振動	低周波音	水象	水質	底質	地形及び地質	その他						
工事の実施	○	○	○	○											
工事用資材等の搬出入	○	○	○	○											
建設機械の稼働	○	○	○	○	○	○	○								
造成等の施工による一時的な影響					○	○									
土地又は工 作物の存在 及び供用					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備考	1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する風力発電事業における一般的な事業内容を踏まえ区分したものである。 (1) 工事の実施に関する内容 ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、飛土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。 イ 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。なお、海風に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。 ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による整地、兼入道路の造成、整地を行う。なお、海風に設置される場合は、海底の掘削等を含む。 (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容 ア 工事の完了後、当該事業の目的である風力発電所が存在する。 イ 風況の稼働として、風力発電の運転を行う。 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん、ばいじん、ばいじん及び自動車等の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」とは、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群集」をいう。なお、海風に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。 5 この表において「風況の影」とは、影が回帰して地上に明暗が生じる現象(シャドーフリッカー)をいう。 6 この表において「注目すべき生息地」とは、注目すべき生息地及び注目すべき生息地とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び生息地をいう。 7 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望資源を眺望する場所をいう。 8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から眺望する場合は眺望される景観をいう。 9 この表において「人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 10 この表において「文化財」とは、文化財関係法令に定める有形文化財(建造物、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝説的建造物群及び埋蔵文化財)をいう。														

別表第 1 2 及び別表第 1 3 を次のように改める。

影響要因の区分	環境要素の区分	環境の自然構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										環境要素		環境要素					
		大気環境					水環境					土壌に属する環境		その他					
		大気質	騒音	振動	悪臭	水象	水質	底質	地下水	地形及び地質	土壌	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	放射線中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		硫黄酸化物 窒素酸化物 粉じん等 有機物	騒音 振動	悪臭 振動	水象 流量、流速等	水質 水の汚れり 富栄養化 有害物質	底質 有害物質	地下水 水位、流向等	地形及び地質 重要な地形及び地質	土壌 土壌汚染	動物 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	植物 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	生態系 地域を特徴づける生態系	景観 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	人と自然との触れ合いの活動の場 主要な人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等 建設工事に伴う副産物	温室効果ガス等 メタン	放射線の量 放射線の量	文化財 文化財
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○															
	建設機械及び作業船の稼働	○	○	○															
土地又は工作物の存在及び供用	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	○	○	○															
	造成等の施工																		
	護岸等の施工																		
	最終処分場の存在(土地の改良)																		
	埋立・覆土用機械の稼働																		
	浸出液処理施設の稼働																		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両																		
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航																		
	廃棄物の存在・分解																		
	浸出液処理水の排出																		

備考
 1 ○印は、各種に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、赤が付されているものは、放射線物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。
 2 この表における影響要因の区分は、次に掲げる最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 (1) 最終処分場の種類 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。

(2) 立地の形式、陸上埋立又は水面埋立とする。

(3) 工事の実施に関する内容

ア 陸上埋立においては、準備工事として造成区域の整備を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び附属設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を經由して行う。

イ 水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行う。また、主要施設及び附属設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を經由し、又は、船舶を利用して行う。

(4) 土地又は工作物の存在及び使用に関する内容

ア 工事の完了後、当該事業の目的である最終処分場等の工作物として、構築その他の貯留構造物、地下水系排水設備、排水工、雨水系排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防犯設備その他の附属設備が存在する。

イ 埋立を行う廃棄物は、分解性有機物(プラスチック)を除く。を含む。

ウ 排水は、浸出液処理設備で処理した後に公用水域に排出する。

オ 陸上埋立においては、埋立を行う廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。

カ 水面埋立においては、埋立を行う廃棄物を道路を經由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。

3 この表において「存在及び使用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することという。

4 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

5 この表において「有害物質」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

6 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

7 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、宇瀬上若しくは希少性の観点から重要である注息地及び生育地又は地城の要素であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

8 この表において「重要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場をいう。

9 この表において「主要な眺望点」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される場をいう。

10 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

11 この表において「文化財」とは、有形文化財(建造物、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財)をいう。

12 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財)をいう。

別表第13(第5条関係)
ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考項目

影響要因の区分	環境要素の区分										放射線の量 放射線の値について調査、評価及び評価されるべき環境要素	放射線の量 放射線の値について調査、評価及び評価されるべき環境要素	文化財の保存を旨として調査、評価及び評価されるべき環境要素					
	大気環境					水環境								環境への負荷の程度により予測及び評価されるべき環境要素		温室効果ガス等	文化財	
	大気質		騒音			振動		臭		土壌に係る環境				廃棄物等				
	硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん	騒音	振動	臭	振動	臭	地形及び地質								
	その他	有害物質	水質	水質	有害物質	水質	汚濁	汚濁	汚濁	重要な種及び群集並びに注目すべき生育地					生態系			人と自然との触れ合いの活動の場
工事の実施																		
土地又は工作物の存在及び供用	建設機械の稼働																	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																	
	造成工事及び施設の設置工事																	
	地形改変後の土地及び施設の存在																	
	排出ガス																	
線源	排水																	
	機械等の稼働																	
	廃棄物の搬出入																	
	廃棄物の発生																	

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射線物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するごみ焼却施設等の事業における一般的な事業の内容を略し区分したものである。
 - 工事の実施に関する内容
 - 建設機械を用いて、造成及び施設の設置の工事を行う。
 - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。
 - 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - 工事の完了後、当該事業の目的である埋却施設が存在し、かつ、当該施設の稼働がある。
 - 排水は、排水処理装置で処理した後公共用水域に排出する。
 - 車両による廃棄物の搬入を行う。
 - 施設の稼働に伴い、産業廃棄物が発生する。
- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」とは、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び生育地」又は「希少性の観点から重要な種」をいう。
- この表において「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生育地又は生育地及び生育地をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財)をいう。

別表第15備考中「用いて、造成」を「使用し、堤防」に、「車両又は船舶により、」を「道路を經由し、又は船舶を利用して」に改める。
 別表第16から別表第20までの備考中「用いて、造成及び工作物の設置の工事」を「稼働し、造成工事」に改める。
 別表第21備考中「用いて、造成及び工作物の設置の工事」を「稼働し、造成工事」に改め、「住宅施設」の次に「、教育施設、商業・業務施設」を加える。
 別表第22から別表第24まで、別表第28及び別表第29の備考中「及び工作物の設置」を削る。
 別表第30から別表第32までを次のように改める。

別表第30(第5条関係)
 港湾計画に係る参考項目

影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			
	大気環境	大気環境		動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	文化財	
		騒音	振動	土壌に係る環境その他の環境		重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息する動物を除く。)	海域に生息する動物					重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(陸域に生育する植物を除く。)
				水環境	その他の環境							
放射線	騒音	振動	水質	地質	重要な地形及び地質	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(海域に生息する動物を除く。)	海域に生育する植物	重要な種及び群集並びに注目すべき生息地(陸域に生育するものを除く。)	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	文化財	
主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用												
主要な水産施設の利用												
主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の利用												
主要な臨港交通施設の利用												

備考
 1 O(田)は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる影響を受けるおそれがあることを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、別に掲げる特性を有する港湾開発等の内容を踏まえ区分したものである。
 (1) 主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用に関する内容
 ア 積留施設を設置する。
 ウ 必要に応じて、埋立てを行う。
 エ 供用開始後、船舶が当該港湾関係者の目的である水産施設又は積留施設を利用する。
 オ 供用開始後、船舶が当該港湾関係者の目的である旅客施設、保管施設又は臨港交通施設がそれぞれの整備の目的に即して利用される。
 3 この表において「重要な地形及び地質」「重要な種及び群集」とは、「重要な種及び群集」上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 4 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の集塊であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する際の眺望される景観をいう。
 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 8 この表において「文化財」とは、文化財保護法に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 31(第 7 条関係)

一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則(昭和 27 年運輸省令第 101 号) 第 1 条の 2 の表第 1 号)に規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法	2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
	自動車の走行	3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 自動車の走行 季節ごとにそれぞれ 1 週間	3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
浮遊粒子状物質	自動車の走行	1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号)に規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間	1 予測の基本的な手法 大気拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 供用開始後定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域	2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

		<p>粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
騒音	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況</p> <p>(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況</p> <p>(3) 自動車の走行 ア 騒音の状況 イ 新設又は改築される道路の沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 15 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
振動	建設機械の稼働	<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態とな</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		

			る時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期
低周波音	自動車の走行	<p>1 調査すべき情報 低周波音の音圧レベル</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 低周波音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、低周波音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 低周波音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 低周波音に係る環境影響が最大となる時期</p>
水象に係る流量、流速等	<p>道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)</p> <p>道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)</p>	<p>1 調査すべき情報 河川、湖沼等の流量、流速等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 水象の特性を踏まえて予測地域における流量、流速等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
水の濁り	<p>切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>工事施工ヤードの設置</p> <p>工事中道路等の設置</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 (3) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
地下水に係る水位、流向等	道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の状況 (2) 地下水の流向の状況 (3) 湧水の位置、湧水量の状況 (4) 地下水(帯水層)の賦存形態の状況 (5) 地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位、流向等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位、流向等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		<p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>地下水の水位、流向等に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	工事施工ヤードの設置	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地形及び地質の概況</p> <p>(2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	工事用道路等の設置		
	道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)		
	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)		
日照阻害	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 土地利用の状況</p> <p>(2) 地形の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>3 調査地域</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>施設(嵩上げ式)の設置が完了する時期</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	切土工等又は既存の工作物の除去	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況</p> <p>(2) 動物の重要な種及び群集の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	工事施工ヤードの設置		
	工事用道路等の設置		
	道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	切土工等又は既存の工作物の除去	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び群落の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>(3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p>
	工事施工ヤードの設置		
	工事用道路等の設置		
	道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)		

	掘割式若しくはトンネル式(土地の改変)	<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づける生態系	切土工等又は既存の工作物の除去	<p>1 調査すべき情報 (1) 無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況 (2) 生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況 (3) 人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況 (4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式(土地の改変))	<p>1 調査すべき情報 (1) 主要な眺望点の状況 (2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域</p> <p>4 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式(土地の改変))	<p>1 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との</p>

		<p>4 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
建設工事に伴う副産物	<p>切土工等又は既存の工作物の除去</p> <p>工事用道路等の設置</p>		<p>1 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分状況の把握</p> <p>2 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>3 予測対象時期等 工事期間</p>
文化財	<p>工事施工ヤードの設置</p> <p>工事用道路等の設置</p> <p>道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変)</p> <p>道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 文化財の種類、指定区分、位置及び分布の状況 (2) 埋蔵文化財包蔵地の内容、位置及び分布並びに埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 文化財について、その改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

備考

- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

別表第 32(第 7 条関係)

森林地域における一般国道等の新設又は改築の事業及び森林法第 193 条に規定する林道の開設又は拡張の事業に係る参考手法

環境要素の区分	参考項目	参考手法	
		調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 31 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		

水象に係る流量、流速等	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成等工事による一時的な影響	別表第 31 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等工事による一時的な影響	別表第 31 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)		
	自動車の走行		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等工事による一時的な影響	別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)		
地域を特徴づける生態系	造成等工事による一時的な影響	別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
建設工事に伴う副産物	造成等工事による一時的な影響	別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
二酸化炭素	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 建設機械、車両等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建設機械、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 2 予測地域 事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間
文化財	事業の立地及び道路の存在(土地の改変)	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

備考

- 1 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 2 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 3 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 4 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 5 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 6 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 3 3 窒素酸化物の部中「(昭和 2 7 年運輸省令第 1 0 1 号)」を削り、同表重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部中「把握できる時期及び時間帯」を「把握できる時期」に改める。

別表第 3 6 騒音の部中「車両の走行」を「列車の走行」に、「道路の」を「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の」に、同表振動の部中「車両の走行」を「列車の走行」に改める。

別表第 3 7 振動の部中「、車両」を「、列車」に、「及び車両」を「及び列車」に改める。

別表第 3 8 から別表第 4 0 までを次のように改める。

別表第 38(第 7 条関係)

飛行場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。) の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号に規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。) 又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 航空機の運航及び飛行場の施設の供用 季節ごとにそれぞれ 1 週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式による理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 航空機の運航及び飛行場の施設の供用 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	航空場の運航		
	飛行機の施設の供用		
粉じん等	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。) の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		

		<p>(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
	航空機の運航	<p>1 調査すべき情報 騒音の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 国土交通省所管飛行場に係る騒音の状況 飛行場及びその施設の設置の事業にあっては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法、飛行場及びその施設の変更の事業にあっては航空機騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>(2) 防衛省所管飛行場に係る騒音の状況 飛行場及びその施設の設置の事業にあっては騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法、飛行場及びその施設の変更の事業にあっては防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(昭和 49 年総理府令第 43 号)第 1 条の規定による算定方法</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時間及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 (1) 国土交通省所管飛行場 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則(昭和 49 年運輸省令第 6 号)第 1 条第 1 項に規定する算定方法</p> <p>(2) 防衛省所管飛行場 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則第 1 条に規定する算定方法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
振動	建設機械の稼働	別表第 36 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<p>1 調査すべき情報 (1) 振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
低周波音	航空機の運航	別表第 31 低周波音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水象に係る流量、流速等	飛行場及びその施設の使用(土地の改変)	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

<p>水の汚れ</p>	<p>飛行場の施設の供用</p>	<p>1 調査すべき情報 国又は関係する地方公共団体による水質に係る規制等の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 汚水を排水する公共用水域 4 調査地点 汚水を排水する地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 原単位法により生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量を計算 2 予測地域 汚水を排水する公共用水域 3 予測地点 汚水を排水する地点 4 予測対象時期等 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>水の濁り</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況(河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況 (3) 気象の状況 (4) 土質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における造成等の施工による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>地下水に係る水位、流向等</p>	<p>飛行場及びその施設の存在(土地の改変)</p>	<p>別表第 31 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>飛行場及びその施設の存在(土地の改変)</p>	<p>別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
<p>重要な種及び群集並びに注目すべき生息地</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響 飛行場及びその施設の存在(土地の改変)</p>	<p>別表第 31 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
<p>重要な種及び群落並びに注目すべき生育地</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響 飛行場及びその施設の存在(土地の改変)</p>	<p>別表第 31 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響 飛行場及びその施設の存在(土地の改変)</p>	<p>別表第 31 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>飛行場及びその施設の存在(土地の改変)</p>	<p>別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>飛行場及びその施設の存在(土地の改変)</p>	<p>別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>別表第 31 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	

二酸化炭素	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 建設機械、作業船、車両等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建設機械、作業船、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 2 予測地域 対象飛行場事業実施区域及び前号における計算を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間及び事業活動が定常状態になる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	1 調査すべき情報 建設機械、作業船、車両等のエネルギー消費効率	1 予測の基本的な手法 建設機械、作業船、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 2 予測地域 対象飛行場事業実施区域及び前号における計算を適切に行うために必要な地域 3 予測対象時期等 工事期間及び事業活動が定常状態になる時期
文化財	飛行場及びその施設の存在(土地の改変)	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第 39(第 7 条関係)

水力発電所の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参考手法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	工事前資材等の搬出入	別表第 33 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
粉じん等	工事前資材等の搬出入	別表第 31 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
騒音	工事前資材等の搬出入	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 工事前資材等の搬出入</p> <p>ア 道路交通騒音の状況</p> <p>イ 道路の沿道の状況</p> <p>ウ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>(2) 建設機械の稼働</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)</p> <p>の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 工事前の資材等の搬出入</p> <p>騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>(2) 建設機械の稼働</p> <p>騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地点における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働		
振動	工事前資材等の搬出入	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 工事前資材等の搬出入</p> <p>ア 道路交通振動の状況</p> <p>イ 地盤の状況</p> <p>ウ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>(2) 建設機械の稼働</p> <p>地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>工事前資材等の搬出入に用いる自動車の運行が予想される道路交通振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>(1) 工事前資材等の搬出入</p> <p>振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>(2) 建設機械の稼働</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	建設機械の稼働		
水象に係る流	地形改変及び施設が存在	別表第 31 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

量、流速等	貯水池の存在		
	河水の取水		
水の汚れ	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 水の汚れに係る項目の状況</p> <p>(2) 流量の状況</p> <p>(3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で、当該の水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
	河水の取水	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 水の汚れに係る項目の状況</p> <p>(2) 流量の状況</p> <p>(3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>単純混合式を用いた理論計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえ、予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期</p>
富栄養化	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 全窒素、全磷の流入量の状況</p> <p>(2) 流量の状況</p> <p>(3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(全窒素、全磷の流入量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する全窒素、全磷の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて、富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>統計的手法又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>流域の特性及び富栄養化の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期</p>
	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	別表第 31 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
溶存酸素量	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 溶存酸素量の状況 (2) 流量の状況 (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 溶存酸素量の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び溶存酸素量に係る環境影響が最大となる時期</p>
水素イオン濃度	造成等の施工による一時的な影響	<p>1 調査すべき情報 (1) 水素イオン濃度の状況 (2) 流量の状況 (3) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 造成等の施工による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
水温	貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 水温及びその調査時における流量の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は</p>

		<p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び水温に係る環境影響が最大となる時期</p>
重要な地形及び地質	<p>地形改変及び施設の有無</p> <p>貯水池の有無</p>	別表第 31 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の有無</p> <p>貯水池の有無</p> <p>河水の取水</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類及び昆虫類その他の主な動物に関する動物相の状況</p> <p>(2) 魚類その他の主な動物(以下「水生動物」という。)に関する動物相の状況</p> <p>(3) 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>(2) 河水の取水により水生動物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 動物(水生動物を含む。)の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物(水生動物を含む。)の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物(水生動物を含む。)の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>地形改変及び施設の有無</p> <p>貯水池の有無</p> <p>河水の取水</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 種子植物その他主な陸生植物及び水生植物に係る植物相、群落及びけい藻類などの群集の状況</p> <p>(2) 植物の重要な種及び群集並びに注目すべき生育地の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>(1) 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>(2) 河水の取水により種子植物その他主な植物に係る環境影響が及ぶおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
地域を特徴づけ	造成等の施工による一時	1 調査すべき情報	1 予測の基本的な手法

る生態系	的な影響	(1) 無機環境における非生物的要素(地形・地質、気象、水象等)の状況 (2) 生物環境における生物的要素(植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集)の状況 (3) 人為的環境における人為的要素(土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等)の状況 (4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 (1) 対象事業実施区域及びその周辺の区域 (2) 河水の取水により注目種等に係る環境影響が及ぶおそれがある地域 4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
	地形改変及び施設が存在		
	貯水池の存在		
	河水の取水		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設が存在	別表第 31 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の存在		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	別表第 31 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	地形改変及び施設が存在		
	貯水池の存在		
	河水の取水		
廃棄物	造成等の施工による一時的な影響		1 予測の基本的な手法 廃棄物の種類ごとの排出及び処分の状況の把握 2 予測地域 対象事業実施区域 3 予測対象時期等 工事期間
文化財	地形改変及び施設が存在	別表第 31 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	貯水池の存在		

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。